

平成 24 年度介護報酬改定に関する Q & A
(平成 24 年 3 月 16 日)

【訪問系サービス関係共通事項】

○ 同一の建物に対する減算について

問 1 月の途中に、同一の建物に対する減算の適用を受ける建物に入居した又は当該建物から退去した場合、月の全てのサービス提供分が減算の対象となるのか。

(答)

同一の建物に対する減算については、利用者が事業所と同一の建物に入居した日から退去した日までの間に受けたサービスについてのみ減算の対象となる。

また、月の定額報酬である介護予防訪問介護費、夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護費については、利用者が事業所と同一の建物に居住する日がある月のサービスに係る報酬（日割り計算が行われる場合は日割り後の額）について減算の対象となる。なお、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）の基本夜間対応型訪問介護費については減算の対象とならない。

【訪問介護】

○ 所要時間 20 分未満の身体介護中心型の算定

問 2 20 分未満の身体介護中心型を算定する場合のサービス内容はどのようなものなのか。

(答)

20 分未満の身体介護の内容については、在宅の利用者の生活にとって定期的に必要となる排泄介助、体位交換、起床・就寝介助、服薬介助等の短時間サービスを想定しており、従前どおり単なる本人の安否確認や健康チェック、声かけ等のサービス提供の場合は算定できない。

また、高齢者向けの集合住宅等において、単に事業所の効率の向上のみを理由として、利用者の意向等を踏まえずに本来 20 分以上の区分で提供すべき内容の身体介護を複数回に分け提供するといった取扱いは適切ではない。

【訪問看護】

○ 管理者

問 17 訪問看護事業所の管理者と定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は複合型サービス事業所の管理者を兼ねることは可能か。

(答)

訪問看護事業所と定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は複合型サービス事業所が同一事業所において、一体的に運営されている場合は可能である。

○ 20 分未満の訪問看護

問 18 20 分未満の報酬を算定する場合は緊急時訪問看護加算も合わせて算定する必要があるのか。

(答)

緊急時訪問看護加算の体制の届出をしていることを要件としており、緊急時訪問看護加算を算定している必要はない。

問 19 「所要時間 20 分未満」の訪問看護で想定している看護行為は具体的にどのようなものか。

(答)

気管内吸引、導尿や経管栄養等の医療処置の実施等を想定している。なお、単に状態確認や健康管理等のサービス提供の場合は算定できない。

また、高齢者向けの集合住宅等において、単に事業所の効率の向上のみを理由として、利用者の状態等を踏まえずに本来 20 分以上の区分で提供すべき内容の訪問看護を複数回に分け提供するといった取扱いは適切ではない。

※ 平成 18 年 Q&A(vol.1) (平成 18 年 3 月 22 日) 問 1、問 2 は削除する。

問 20 1 日に複数回の訪問看護を実施する場合、訪問看護終了後 2 時間以上経過していなければ必ず所要時間を合算するのか。

(答)

20 分未満の訪問看護と計画外で緊急に訪問看護を実施した場合は合算しない。

また、おおむね 2 時間としており、例えば計画上は、2 時間後に訪問をする予定であったが、点滴注射等が早めに終了した等の理由で、若干時間に変動があった場合等は計画どおりの報酬を算定する。

○ 短時間に複数の訪問を行う場合の取扱い

問 21 70 分の訪問を行った後、2 時間以内に 40 分の訪問を実施した場合はどのように報酬を算定するのか。

(答)

1 時間以上 1 時間半未満の報酬を算定する。

○ 理学療法士等による訪問看護

問 22 理学療法士等による訪問看護は、1 回の訪問看護につき 1 回分の報酬しか算定できないのか。

(答)

理学療法士等による訪問看護については、20 分以上を 1 回として、1 度の訪問で複数回の実施が可能である。例えば、1 度で 40 分以上の訪問看護を行った場合は 2 回分の報酬を算定できる。

問 23 理学療法士等による訪問看護は、1 日に 2 回を超えて行う場合に 1 回につき 90/100 に相当する単位数を算定するとなっているが、何回行った場合に 90/100 に相当する単位数を算定するのか。

(答)

1 日に 3 回以上の訪問看護を行った場合に、1 日の各訪問看護費の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。

(例) 1 日の訪問看護が 3 回以上の場合の訪問看護費

1 回単位数 $\times$ (90/100) $\times$ 3 回

問 24 理学療法士等による訪問看護は、連続して 3 回以上訪問看護を行った場合だけでなく、午前中に 2 回、午後に 1 回行った場合にも 90/100 に相当する単位数を算定するのか。

(答)

1 日に 3 回以上行う場合には、連続して行った場合に限らず、1 日の各訪問看護費の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携した場合

問 25 月のうち 1 回でも准看護師が訪問看護を行った場合は 98/100 に相当する単位数を算定するのか。

(答)

そのとおり。

問 26 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携した場合の報酬を算定する場合、同一建物に居住する利用者に対する減算は適用されるのか。

(答)

適用されない。

問 27 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携した場合の報酬を算定する場合、訪問看護で設定されている全ての加算が算定できるのか。

(答)

夜間又は早朝、深夜に訪問看護を行う場合の加算、同時に複数の看護師等が訪問看護を行う場合の加算、1 時間 30 分以上の訪問看護を行う場合の加算は算定できない。

○ 特別管理加算

問 28 ドレインチューブを使用している場合は、特別管理加算を算定できないのか。

(答)

経皮経肝胆管ドレナージチューブなど留置されているドレインチューブについては、留置カテーテルと同様に計画的な管理を行っている場合は算定できる。ただし、処置等のため短時間、一時的に挿入されたドレインチューブについては算定できない。なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスの特別管理加算についても同様の取扱いとなる。

問 29 留置カテーテルが挿入されていれば、特別管理加算は算定できるのか。

(答)

留置カテーテルからの排泄の性状、量などの観察、薬剤の注入、水分バランスの計測等計画的な管理を行っている場合は算定できるが、単に留置カテーテルが挿入されているだけでは算定できない。

また、輸液用のポート等が挿入されている場合であっても、訪問看護において一度もポートを用いた薬剤の注入を行っていない場合は、計画的な管理が十分に行われていないため算定できない。

なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスの特別管理加算についても同様の取扱いとなる。

問 30 特別管理加算は 1 人の利用者につき 1 ヶ所の訪問看護事業所しか算定できないが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は複合型サービスを利用する場合など訪問看護事業所以外の事業所であれば同一月に複数の事業所で特別管理加算を算定できるのか。

(答)

訪問看護を利用中の者は、同時に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスを利用することはできないため算定できない。

ただし、月の途中で訪問看護の利用を中止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は複合型サービスの利用を開始する場合等は当該月に複数のサービスを利用することになるが、このような場合であっても特別管理加算は 1 人の利用者につき 1 事業所しか算定できないため、費用の分配方法については事業所間の合議により決定されたい。

なお、緊急時訪問看護加算、ターミナルケア加算、退院時共同指導加算(2 回算定出来る場合を除く)についても同様の取扱いとなる。

問 31 「真皮を超える褥瘡の状態にある者」の特別管理加算の算定要件として「定期的に褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価を行い～(略)～実施したケアについて訪問看護記録書に記録すること」とあるが、記録について具体的な様式は定められているのか。

(答)

様式は定めていない。

問 32 「点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められる状態」として、特別管理加算を算定する場合の医師の指示は在宅患者訪問点滴注射指示書であることが必要か。

(答)

在宅患者訪問点滴注射指示書である必要はなく、医師の指示があることがわかれば通常の訪問看護指示書その他の様式であっても差し支えない。ただし、点滴注射の指示については 7 日毎に指示を受ける必要がある。

問 33 「点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態」として、特別管理加算を算定する場合、週や月をまたがって週 3 日の要件を満たす場合はどのように取り扱うのか。

(答)

点滴注射を 7 日間の医師の指示期間に 3 日以上実施していれば算定可能である。

例えば 4 月 28 日（土曜日）から 5 月 4 日（金曜日）までの 7 日間点滴を実施する指示が出た場合（指示期間＊1）は、算定要件を満たす 3 日目の点滴を実施した 4 月に特別管理加算を算定する。加算は医師の指示期間につき 1 回算定できるが、月をまたいだ場合でも、4 月、5 月それぞれ 3 回以上点滴を実施しても両月で特別管理加算を算定することはできない。なお、上記の場合、5 月中に再度点滴注射の指示（＊2）があり要件を満たす場合は、5 月も算定可能となる。

日	月	火	水	木	金	土
4/22	23	24	25	26	27	28 点滴
29 点滴	30 点滴	5/1 点滴	2 点滴	3 点滴	4 点滴	5
指示期間＊1						
6	7	8	9	10	11	12
13 点滴	14	15 点滴	16	17 点滴	18	19
指示期間＊2						

問 34 予定では週 3 日以上点滴注射指示が出ていたが、利用者の状態変化等により 3 日以上実施出来なかった場合は算定できるのか。

(答)

算定できない。

○ ターミナルケア加算

問 35 死亡日及び死亡日前 14 日前に介護保険、医療保険でそれぞれ 1 回、合計 2 回ターミナルケアを実施した場合にターミナルケア加算は算定できるのか。

(答)

算定できる。最後に実施した保険制度において算定すること。

※ 平成 21 年 Q&A(vol.1) (平成 21 年 3 月 23 日) 問 40 は削除する。

○ 初回加算

問 36 一つの訪問看護事業所の利用者が、新たに別の訪問看護事業所の利用を開始した場合に、別の訪問看護事業所において初回加算を算定できるのか。

(答)

算定可能である。

問 37 同一月に、2 ヶ所の訪問看護事業所を新たに利用する場合、それぞれの訪問看護事業所で初回加算を算定できるのか。

(答)

算定できる。

問 38 介護予防訪問看護を利用していた者が、要介護認定の更新等にもない一体的に運営している訪問看護事業所からサービス提供を受ける場合は、過去 2 月以内に介護予防訪問看護の利用がある場合でも初回加算は算定可能か

(答)

算定できる。訪問介護の初回加算と同様の取扱いであるため、平成 21 年 Q & A (vol.1) 問 33 を参考にされたい。

○ 退院時共同指導加算

問 39 退院時共同指導を実施した 2 ヶ月後に退院後初回の訪問看護を行った場合は退院時共同指導加算を算定できるのか。

(答)

算定できない。退院後初回の訪問看護を行った月の同一月若しくは前月に退院時共同指導を実施した場合に算定できる。

問 40 退院時共同指導加算を 2 ヲ所の訪問看護ステーションで算定できるのか。

(答)

退院時共同指導加算は、1 回の入院について 1 回に限り算定可能であるため、1 ヲ所の訪問看護ステーションのみで算定できる。ただし、特別管理加算を算定している状態の利用者(1 回の入院につき 2 回算定可能な利用者)について、2 ヲ所の訪問看護ステーションがそれぞれ別の日に退院時共同指導を行った場合は、2 ヲ所の訪問看護ステーションでそれぞれ 1 回ずつ退院時共同指導加算を算定することも可能である。

問 41 退院時共同指導加算は、退院又は退所 1 回につき 1 回に限り算定できることとされているが、利用者が 1 ヲ月に入退院を繰り返した場合、1 ヲ月に複数回の算定ができるのか。

(答)

算定できる。ただし、例 2 の場合のように退院時共同指導を 2 回行った場合でも退院後 1 度も訪問看護を実施せず再入院した場合は、退院時共同指導加算は 1 回のみ算定できる。

(例 1) 退院時共同指導加算は 2 回算定できる

入院→退院時共同指導→退院→訪問看護の提供→再入院→退院時共同指導→訪問看護の実施

(例 2) 退院時共同指導加算は 1 回算定できる

入院→退院時共同指導→退院→再入院→退院時共同指導→訪問看護の実施

○ 看護・介護職員連携強化加算

問 42 看護・介護職員連携強化加算は、訪問看護を実施していない月でも算定できるのか。

(答)

訪問看護費が算定されない月は算定できない。

問 43 利用者が月の途中で医療保険の訪問看護の対象となった場合は看護・介護職員連携強化加算を算定できるのか。

(答)

介護保険の訪問看護の利用期間中に、介護職員と同行訪問を行った場合は算定できる。

問 44 看護・介護職員連携強化加算は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が同行訪問や会議に出席した場合でも算定できるのか。

(答)

算定できない。

問 45 利用者の居宅を訪問し、介護職員のたんの吸引等の実施状況を確認した場合、当該時間に応じた訪問看護費は算定できるのか。

(答)

算定できる。ただし、手技の指導が必要な場合に指導目的で同行訪問を行った場合は、訪問看護費は算定できない。この場合の費用の分配方法は訪問介護事業所との合議により決定されたい。

問 46 看護・介護職員連携強化加算を算定する場合は緊急時訪問看護加算を算定している必要があるのか。

(答)

緊急時の対応が可能であることを確認するために緊急時訪問看護加算の体制の届け出を行うことについては看護・介護職員連携強化加算の要件としており、緊急時訪問看護加算を算定している必要はない。

また、訪問介護等におけるサービス提供責任者が、居宅介護等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。

【訪問看護】

○ 特別管理加算

問3 「点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態」として、特別管理加算を算定する場合、週や月をまたがって週3日の要件を満たす場合はどのように取り扱うのか。

(答)

点滴注射を7日間の医師の指示期間に3日以上実施していれば算定可能である。

例えば4月28日（土曜日）から5月4日（金曜日）までの7日間点滴を実施する指示が出た場合（指示期間*1）は、算定要件を満たす3日目の点滴を実施した4月に特別管理加算を算定する。加算は医師の指示期間につき1回算定できるが、月をまたいだ場合でも、4月、5月それぞれ3回以上点滴を実施しても両月で特別管理加算を算定することはできない。なお、上記の場合、5月中に再度点滴注射の指示（*2）があり要件を満たす場合は、5月も算定可能となる。

日	月	火	水	木	金	土
4/22	23	24	25	26	27	28 点滴
29 点滴	30 点滴	5/1 点滴	2 点滴	3 点滴	4 点滴	5
6	7	8	9	10	11	12
13 点滴	14	15 点滴	16	17 点滴	18	19

※ 平成24年Q&A(vol.1)（平成24年3月16日）問33は削除する。

問 4 利用者が月の途中で医療保険の訪問看護の対象となった場合は看護・介護職員連携強化加算を算定できるのか。

(答)

介護保険の訪問看護の利用期間中に、介護職員と同行訪問又は会議を行った場合は算定できる。

※ 平成 24 年 Q&A(vol.1) (平成 24 年 3 月 16 日) 問 43 は削除する。

【居宅療養管理指導】

○ 同一建物居住者

問 5 医師の居宅療養管理指導において、同一の集合住宅等に居住する複数の利用者に対して、同一日に 2 人に訪問診療を行う場合であって、1 人は訪問診療のみを行い、もう 1 人は訪問診療と居宅療養管理指導を行う場合に、居宅療養管理指導については、同一建物居住者以外の単位数を算定することとなるのか。

(答)

同一建物居住者以外の単位数を算定する。

なお、歯科医師による居宅療養管理指導についても同様の取扱いとなる。

○ 他の薬局との連携

問 6 既に在宅基幹薬局として居宅療養管理指導を実施している薬局が、サポート薬局となることはできるのか。

(答)

サポート薬局となることができる。ただし、同一の利用者において、在宅基幹薬局とサポート薬局との位置付けが頻繁に変わることは認められない。

平成 24 年度介護報酬改定に関する Q & A (vol. 3)
(平成 24 年 4 月 25 日)

【訪問看護】

○ 理学療法士等による訪問看護

問 1 複数の事業所の理学療法士等が 1 人の利用者に対して訪問看護を 1 日に合計して 3 回以上行った場合は、それぞれ 90/100 に相当する単位数を算定するのか。

(答)

それぞれ 90/100 に相当する単位数を算定する。

○ 複数名による訪問看護

問 2 理学療法士等が看護師等と一緒に利用者宅を訪問しサービスを提供した場合に、基本サービス費はいずれの職種の報酬を算定するのか。
この場合、同時に複数名の看護師等が訪問看護を行った場合に係る加算を算定することは可能か。

(答)

基本サービス費は、主に訪問看護を提供するいずれかの職種に係る報酬を算定する。

また、同時に複数名が訪問看護を行った場合に係る加算の算定は可能である。なお、理学療法士等が主に訪問看護を行っている場合であっても、訪問看護の提供回数ではなく、複数名での訪問看護の提供時間に応じて加算を算定する。

○ 特別管理加算

問 3 今回の改定において特別管理加算の対象者から、ドレーンチューブを使用している状態が削除されているが、ドレーンチューブを使用している状態にある利用者に訪問看護を行った場合に特別管理加算は算定できなくなったのか。

(答)

ドレーンチューブを使用している状態にある者は、留置カテーテルを使用している状態にある者に含まれるため、特別管理加算（Ⅰ）を算定することが可能である。

問 4 経管栄養や中心静脈栄養の状態にある利用者については特別管理加算（Ⅰ）と特別管理加算（Ⅱ）のどちらを算定するのか。

（答）

経管栄養や中心静脈栄養の状態にある利用者は留置カテーテルを使用している状態にある者であるため、特別管理加算（Ⅰ）を算定する。

【居宅療養管理指導】

○ 同一建物居住者

問 5 同一日に、同一の集合住宅等に居住する 2 人の利用者に対し、居宅療養管理指導事業所の医師が訪問し、居宅療養管理指導を行う際に、1 人が要介護者で、もう 1 人が要支援者である場合は、同一建物居住者の居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定するのか。

（答）

要介護者は同一建物居住者に係る居宅療養管理指導費を、要支援者は同一建物居住者に係る介護予防居宅療養管理指導費を算定する。

なお、他の職種についても同様の取扱いとなる。